

平成21年度

福島県環境審議会第1部会議事録

(平成21年8月24日)

1 日 時

平成21年8月24日(月)

午後 1時30分 開会

午後 3時45分 閉会

2 場 所

福島県庁本庁舎2階 第一特別委員会室

3 議 事

(1) 福島県環境基本計画の体系について

(2) その他

4 出席委員

稲森悠平 大越則恵 中井勝己 長澤利枝 長林久夫 武藤智子 和合アヤ子
渡邊和子 (以上8名)

5 欠席委員

後藤忍 白井英男 引地宏 福島哲仁 皆川猛 (以上5名)

6 事務局出席職員

村田 生活環境部長

(生活環境総室)

佐藤 生活環境部参事兼生活環境総務課長

山田 生活環境部企画主幹

菅野 生活環境部生活環境総務課主任主査 ほか

(環境共生総室)

河津 生活環境部次長(環境共生担当)

金子 環境共生課長 ほか

(環境保全総室)

鈴木 生活環境部次長(環境保全担当)

山上 一般廃棄物課長 ほか

7 議事内容

(1) 開会(司会) 菅野生活環境総務課主任主査

(2) 稲森議長(部会長)から、議事録署名人を長澤委員と和合委員にすることとされた。

(3) 議事(1)福島県環境基本計画の体系について、事務局(山田生活環境部企画主幹)から別紙資料に基づき説明が行われ、以下の質疑等があった。

《質疑応答》

(稲森議長)

4回の部会を経て答申となるが、時間も押し迫った形での審議となるので、皆さんの御協力をお願いしたい。

前回提出された意見等に対し、事務局でどのように対応しているか説明願う。

(山田生活環境部企画主幹)

「資料2、2-1、2-2、2-3、2-4」により説明

(稲森議長)

10月下旬の第2回目の部会では、これらを1つの資料にまとめた素案が出てくるという理解でよいか。

(山田生活環境部企画主幹)

第2回部会の際には、これらを踏まえて事務局で案を出す。

(稲森議長)

すなわち修正されたものが出てくることになる。

恐らく今回は細切れで示されているので、委員の皆さんが十分理解できていない可能性がある。次回は、どこがどう直ったかが分かるよう、修正箇所に下線をひくなど印を付けていただくとスムーズに行くと思うのでよろしくをお願いしたい。

本日は、皆さんから出された意見への対応を整理したものの要約説明であったが、次回にはまた今日の意見を踏まえて修正がかり、素案ができあがる。このことを前提に、皆さんからの意見等を伺いたい。

修正は、この対応案に記載の文章どおりに行うという理解でよいか。

(山田生活環境部企画主幹)

基本的には、こちらに記載した内容で修正を加えたいと考えている。

(稲森議長)

私からの意見である。通し番号7頁の整理番号29については、対応案でも簡潔でいいと思うが、書けるのであればもう少し前向きな記述にした方が良くと思う。中身はお任せする。

次頁の整理番号31に関しては、部会開催前の打合せの際に意見を伝えてあるので反映願いたい。

次の素案提示の時に文章全体が示され、それを読んでまた議論になると思うが、現段階では意見がないようなので次に移る。

続いては本日の主題となるもので、基本計画をどう体系づけるかという骨格の部分で

ある。事務局から説明願う。

(山田生活環境部企画主幹)

「資料3～6」及び「参考資料1」により説明

(長澤委員)

資料3「新しい環境基本計画のイメージ」と、通し番号58頁の総合計画の「ふくしまのめざす将来の姿」との関連性について聞きたい。

(山田生活環境部企画主幹)

新しい総合計画では、「活力」、「安全・安心」、「思いやり」の3つの柱があり、環境部分は、そのうちの「安全・安心」と「思いやり」に関わってくる。「安全・安心」については、通し番号64頁に記載されている柱Ⅱの2(2)「災害など不測の事態に対する備えの充実」の「③原子力発電所、化学工場など事業所における安全確保対策」が環境に関連する部分である。また、通し番号65頁の柱Ⅲの2「美しい自然環境に包まれた持続可能な社会の実現」の(1)と(2)が、まるまる環境に関する部分という構成である。総合計画の図では、「安全・安心」にリスク管理が、思いやりから「自然環境」が連なっている構成であるが、一方で、新しい福島県環境基本計画策定のイメージでは、総合計画のように2つに分けてしまうのではなく、大きい円柱1つの中に、「安全・安心」と「思いやり」を盛り込むような形を考えている。大きい礎の上に、例えば低炭素社会とか自然と共生する社会の形成、安全で安心な環境の確保、循環型社会の形成などが展開されるようなイメージである。今までの環境計画の構成を踏まえてお示しした。

(長澤委員)

環境基本計画はあくまでも独自のイメージでやっていくと理解してよいか。

(山田生活環境部企画主幹)

その通りである。

(長澤委員)

基本姿勢の例にある最優先と未然防止は理念としては非常に大切なもので、きちんと示すべきである。しかしこの2つだけでは不足ではないか。福島委員から提出された意見にもあったが、破壊されてしまった環境を私たちの時代にできるだけ再生を図っていくことも我々の責務ではないか。「環境再生」を加えた3つが基本理念だと思うがいかがか。

(稲森議長)

「環境再生」というキーワードを使う用意があるかどうか。

(山田生活環境部企画主幹)

これはたたき台なので、個々の表現をどうすべきかなど十分に御審議いただきたい。

(稲森議長)

資料4と資料5を見比べてもらうと、いろいろ気づくところがあると思う。

現行計画における施策展開の基本方向1「自然と人との共生」は、新計画イメージでは「自然と共生する社会の形成」となっている。現行の基本方向2「環境への負荷の少ない循環型社会の形成」は、「循環型社会の形成」になっている。現行の3は「低炭素社会の転換」へ大体移っている。現行の4は礎に、5の「参加と連携」は同じく礎へ、そして6の「共通的・基盤的な施策の推進」は新計画では「総合的な環境施策の推進」になっている。現行の施策体系2「環境への負荷の少ない循環型社会の形成」の「(1) ゴミゼロ社会形成の推進」という良いものが消えていたり、新しい言葉が登場したりと、比較によって変化が見えてくる。

私としては、例えば新計画の「循環型社会の形成」よりは現行計画の「環境への負荷の少ない循環型社会の形成」の方が分かりやすくていいなど、いろいろと感想は持っているが、それはさておき、現行計画のある文章・表現が新計画で無くなったのは何故か、現在において意味がないから入れなかったのか、新しくできたものはどういう理由によってか。事務局がどのように新しいイメージを構築したか、県での審議過程が分かること委員の皆さんも理解しやすいので説明願いたい。

(山田生活環境部企画主幹)

通し番号44頁は、あくまでたたき台として盛り込んだ内容である。◎、△部分もシンプルな表現にとどめている。

中項目の例は、現行計画の施策を踏まえながら、新計画ではどういう表現・区分けがいいか勘案しながら整理した。現行計画と全く同じ表現を用いるのもどうかというところがあり、くくれるものはくくった。また、新たなものが必要か検討を行った。

新計画の例示は現行計画の全てを網羅しているわけではないことを御了承願う。なお、個別の項目の対応状況についての説明は省略させていただきたい。

(稲森議長)

追加すると、新計画の「循環型社会の形成」の中項目には「廃棄物」という言葉が盛んに登場する。循環型社会には、他にバイオマスなどいろいろあるのだが、循環型社会イコール廃棄物と見えなくもないと懸念する。

(山田生活環境部企画主幹)

当該項目は、現計画の2「環境への負荷の少ない循環型社会の形成」を組み替えて整理したものである。こちらについても、施策のくくりをどうすべきかという議論の中で検討いただきたい。表現についても、同様に御意見をいただきたい。

(稲森議長)

廃棄物でもいいのだが、ゴミゼロなど、県民の方々に分かりやすい表現を考える必要もあるので検討願う。

ところで、新計画には現行計画にはない「公害紛争等の対応」という新しいキーワードが出てきているが、どういう内容か。

(山田生活環境部企画主幹)

現在の基本計画における「6 共通的・基盤的な施策の推進」の「(7) 環境汚染防止体制」に具体的施策として盛り込んでいる“公害紛争処理法に基づく公害紛争の迅速かつ適切な解決”、“地域住民の公害等に対する苦情に対する適切な対応”、“被害者救済”、これらをイメージしたものである。

(稲森議長)

私が言いたいのは、この表現で適切かということだ。

公害紛争があることは分かっている。しかし昔の公害が今は環境に変わってきている。私が以前勤務していた「国立公害研究所」も名称が変更された。そうした状況の中で「公害紛争」というギラギラしたものを出すべきか十分考えた方がよい。

(山田生活環境部企画主幹)

意見として頂戴する。

(稲森議長)

現行計画と新計画を見比べてみて、本当に不要なものは削除していいが、今あるもので、なくなってもいいものは恐らくないはず。表現を変えてどこかに包含されるか、その辺を考えられたらよい。

(大越委員)

新計画のイメージに「安全で安心な環境の確保」と出てきている。勿論、今までの取り組みも安全安心を確保する内容だったと思うが、今回それが標題として明確に打ち出されたのは結構なことだ。中身については今後いろいろ再考の余地があろうが、標題としては良い言葉だと思う。

(稲森議長)

先ほど「環境再生」という言葉が出た。環境保全再生は今重要なキーワードである。綺麗なところはそのまま保全すればいいが、悪くなっているところは再生して再生した後には保全という流れになる。

環境再生は自然共生にも関係あるし、「自然と共生する社会の形成」も、「安全で安心な環境の確保」にも関連がある。新たなキーワードを起すのもありだ。非常に大事なことなので、全体のバランスを見て、うまく入れられるところがあればよろしく願いしたい。

(中井委員)

資料3の図の理解の仕方についての質問ないしは意見になるが、この図は家に例えると、大きな円は基礎工事に当たり、小さな円は柱、基本姿勢がさしずめ天井で、基本目標は屋根、家のイメージを示す看板に相当するものと考えられているのではないかと理解した。このイメージを現行計画にもあてはめると、家の土台が「共通的・基盤的な施策の推進」で、その上に5本の柱があり、更にその上に「環境最優先」「未然防止」更に

屋根に当たるのが目標あるいは目標とすべきという家の姿として捉えると、今回の新計画では、土台部分に現行計画の柱が移ってきている。これはあくまで例示だとしても、基礎にあたる部分をもう少し慎重に考える必要があるのではないかな。

新しい福島県総合計画のイメージ図の場合は、基礎に当たる部分が「人・地域」、柱に相当する部分が「活力」、「安全・安心」と「思いやり」になっている。総合計画と同じに考える必要はないにしても、キーワード的なものを考えると、総合計画は「福島の未来を考える上での基礎は人と地域だ」というイメージがはっきりしている。新計画の場合にも、基礎に当たる部分をもう少し明確にした方がいいのではないかな。

私のこうしたとらえ方が妥当かどうかもあると思うが、現行計画との継承性をきちんと理解した上で新計画のイメージを考えていく必要がある。

(山田生活環境部企画主幹)

礎は非常に重要な部分であり皆さまの意見を頂戴しながら慎重に考えていきたい。

「環境教育・学習」は環境を考える上で基盤となる重要なものである。また施策を進めていく中で「参加と連携」も非常に重要であり、上に乗っている施策に共通するものではないかとの認識からまとめたイメージである。しかし通し番号44頁の中項目にあるものが、果たしてそのように整理するのが適当かどうかについては十分検討させていただきたい。この点についても皆さんから意見を頂戴したいのでよろしくお願ひしたい。

(稲森議長)

基本姿勢の例のうち「環境最優先」は表現を変えた方がいいと思う。環境が悪くなるのが最優先なのか、など意地の悪いことを言えばどうとでも言える。例えば「環境保全再生最優先」などとしてはどうか。

「未然防止」ももう少し言葉を補足した方が良さだろう。「環境に影響することを未然に防止にする」ということで「環境影響未然防止」とする。下の文章の部分も何かしら考えてもらいたい。普通の人が無然防止と言われてもぴんとこないだろう。

(山田生活環境部企画主幹)

分かりやすい表現を心がけたい。

(長澤委員)

参考資料1「環境基本計画改訂全国調査結果」を見ると、千葉県の主要施策にも「再生」という文言が入っている。新潟県のもは非常に項目が分かりやすくなっている。

本県の新しいイメージには「参加と連携」とあるが、新潟県では「協働」という言葉を用いている。福井県は新潟県とは違う漢字をあてて「共働」で環境保全に取り組むとなっている。愛知県は「愛知づくり」という独特の言葉を用いている。環境を守っていくのには人づくり・地域づくりだという意味が込められていると私は解釈した。滋賀県は福島県と似ているが、主要施策は非常に具体的な言葉が挙げられている。岡山県の主要施策にも「参加と協働による快適な環境の保全」となっている。

これらを参考にもう一度本県の基本計画のイメージ案を見ると、施策の例は単純化されて4項目にまとめられたことは結構だが、中項目はもう一度精査すべきだ。「安全で安心な環境の確保」のところ、「循環型社会の形成」のところなど、そして「自然と共生する社会の形成」の中項目の「生物多様性の保全と持続可能な利用」については、説明不足であり、何が持続可能な利用かがよく理解できなかった。

それから、礎については中井委員の言われるように検討が必要である。総合計画とどこかで共通する認識でイメージを作成するならば、この辺ももう少し皆さんで議論をすべきではないだろうか。確かに環境教育、参加と連携、総合的な環境施策の推進は欠かすことのできないものだが、この文言・文章が基礎として十分かどうか。土台がもう少ししっかりと、人づくりとか地域づくりなどが総合的に入っていないと、柱や屋根がぐらついてしまうことが考えられる。

(稲森議長)

長澤委員の言うように、確かに「生物多様性の保全と持続可能な利用」をそのまま読むとつながりが不明である。生物多様性に関しては、今現在外来種の魚や植物が入ってきて問題になっており、生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)が開催されることになっている。いろんな外来種が来て土着の生物群がダメージを受けて消滅してしまう危機を防止するための生物多様性国際条約がある。生物多様性を保全することと、持続可能な利用することとの結びつきはどういうことか。何の持続可能な利用なのか。文案の中できちんと説明書きがあれば問題はない。生物多様性を保全して元々いる生物が住みつけるような持続可能な環境・生態系ができるような方向をつくる「保全と持続可能な環境の創造」などであれば理解できる。「利用」というキーワードの下にどんな文章が入ってくるのかによってこの辺の表現も変わってくると思うので配慮するとよい。

その下の行の「多様な自然環境の保全」も、生物多様性絡みになってくるような気がするので、事務局内で意見交換しながらうまい形に持って行っていただきたい。

(和合委員)

いろいろ説明してもらったが、非常に専門的な用語が多い。環境分野は、女性も非常に興味を持って取り組んでいるものだが、そこに専門的な用語を並べられると難しく感じてしまう。議長からもあったように、「ごみゼロ」の方が分かりやすい。

一般の人も見えて聞いて容易に理解できるように直してもらった方が、なお一層県民の協力がいただけるのではないだろうか。

(武藤委員)

私たち主婦の立場からするとあまり難しい言葉、理解できない言葉を並べられてもまじいと感じる。

私どもも、日ごろいろいろごみ問題に対応したり、最近では二酸化炭素削減に徹底して取り組んでいるが、これはどういう風に解釈したらいいのかと思う。また仲間からは、

県とは環境についてどのようにお話しし、私たちの意見がどれほど通っているのかと聞かれても、いろいろ難しいんだなんて話をするので、計画のまとめ方としてもうちよつと分かりやすい文章の方がいいのではないかと思う。

(長林委員)

取りまとめをされている事務局の御苦勞が偲ばれる。私は他の審議会等でも委員をさせていただいており、ここに書かれた言葉はまさに他の審議会のテーマでもあり、非常に重要なことだと思う。

考え方としては、中項目は單語的に並んでいるが、それぞれを目標みたいなキャッチフレーズのようなもので書けばとても分かりやすいのではないか。例えば「温室効果ガス排出抑制の取組み推進」であつたら、「地球温暖化に対する県民活動の推進」のように。そうすると一般の方にも分かっていただけ。今一度、先ほど紹介あつた各県の表現も踏まえ、置き換えて整理するとかなりいい内容になるのではないか。あと一步の御苦勞をお願いしたい。

(中井委員)

先日の文書による意見回答でも書かせていただいたが、前回の見直し時点から比べて、低炭素社会や地球温暖化問題がここ4、5年で重要度が増してきているのではないかと認識している。たまたま先月の会津での意見交換会でも、NPOで活動されている出席者の方から同様の発言があつた。

また、ここ2、3年のうちにできている他県の計画の言葉を見ると、メインテーマには「持続可能」や「循環型」という言葉が登場している。本県の計画にも入っているキーワードであるが、その位置づけが、家の柱の一本から屋根あたりに上がってきている。つまりそれだけ、日本、世界を含めて、地球温暖化の問題、維持可能な社会・地球をどう構築していくかというテーマの重要度が非常に増してきているのではないか。

そう言う意味で、メインテーマにある「環境最優先」「未然防止」も決して悪いことではないにせよ、福島県の場合ももう少し「持続可能な社会」や「循環型社会」を強調するような基本目標の設定が求められてきているのではないか。基本目標設定では、そのあたりを考慮してより具体化していただけるとありがたい。

先ほどの発言の補足で、土台の内容としては多分「環境教育」などでいいと思う。別に必ずしも総合計画に引きずられる必要はないにしても、もし総合計画の土台部分が人・地域なのであれば、環境基本計画においても、それに倣って「環境意識の高い人や地域づくり」というキャッチフレーズをつくり、そのような人をどうやってつくっていくのかという観点で「環境教育」をどう支援するのか、地域作りであれば環境を核とした地域間のネットワークをどう進めるのかを、個別具体的な策のところで挙げられればいいのではないか。今の例より幅広く包括できるような言葉で土台をくくるのがよいと思う。先程来のやり取りや資料を見ていて感じたことである。

(長澤委員)

礎となる「参加と連携」の部分で、福島県の場合は、参加と連携のネットワーク化という方向で来た。今度ふくしま環境活動支援ネットワークも設立されるし、引き続き「参加と連携」という姿勢で行くのだらうと思うが、私の意見として「参加と協働」という言葉を用いてはいかがかと書いた。県ではどのように考えているか。

他県でも「参加と協働」と「参加と連携」とがある。実際に私が地域で環境保全活動をやっていると、確かに参加と連携と言う言葉はその通りであろうが、今や「協働」、すなわち、みんなでお互いに力を出し合っていきましょうよ、という大きな流れがある。先日、エコフェアをやった際も「連携」ではなかった。行政も事業者も我々市民団体も個人も参加し一つの場の中に入った場合、その事業をいかに盛り上げて、成功させようとするときには、みんな汗をかいて助け合って働いて達成するのが現場の実態である。このことをどう捉えるのか、事務局の考えを聞きたい。

(山田生活環境部企画主幹)

「連携」とするのがいいか、「協働」あるいは「協働」とするのがいいのか、または併記することなど含め、今後検討させていただきたい。

(長林委員)

一点お願いします。資料4は、県全体としてどういう風にものを考えるかが記載されている。各方で地域の取組みをお伺いしたが、地域ごとの特色が非常にある。地域ごとに目標のようなものを掲げていただけると、ここに書かれた県全体の展開というものの中に、特色ある方向性が打ち出せるのではないかと感ずる。当時番号44頁では地域的な問題は包含され表面に出てこないのので、それをうまく引き出せるような考え方を盛り込んでいただければ、より良く、各地域に分散されたいい方向性が出てくると思うので課題の中に入れていただければと思う。

(稲森議長)

資料4、基本姿勢の例について委員からいろいろと意見があったが、施策の例についても、それぞれに抱えている問題をいい表現でかつ分かりやすく書くといい。みんなが理解できるような平易な記述をお願いします。

平成2年の水質汚濁防止法改正の際、生活雑排水に関して、台所でちゃんと三角コーナーを使って適正に処理しましょうよということが法律になっている。行政の責務、国の責務の規定のほか、国民の責務として作りすぎない・捨てないことを謳っている。これが「循環型社会」の「ごみゼロ」や「発生抑制」にもつながっていくものである。このことから、「国民の責務」について言及が必要ではないか。

環境教育をいくら叫んでも、どんなに書類上整えても、絵に描いた餅になってしまっは無意味なので、アクションプラン、実際にどういう行動が必要なのかを示すことが必要だ。行政が幾らやっても国民が無視しては どうにもならない。生活雑排水問題

はまだまだ重要なところである。ごみを捨てないのも「国民の責務」だ。こうした観点も福島県として重要なポイントとされるとよい。

ひき続き資料7「新しい総合計画の指標について」事務局から説明願う。

(山田生活環境部企画主幹)

「資料7」及び「資料7関連」に基づき説明

(中井委員)

指標にはかなりばらつきがある。正比例的に右上がり右下がりの分かりやすいものがあれば、横ばいで上がったたり下がったりのものもある、また、エコファーマー数などは平成14年度から急激に急カーブで上昇してきている。つまりそれぞれの事業の中身や性格によって伸び方も違うということだ。それに、今までゼロだったものは働きかけで急激に伸びるものであり、伸びきっていたものはそうそう伸びないし逆に下がったりする。計画を立てて目標を実現する場合、県の働きかけ・事業実施の中で達成が図れ、それに馴染む指標を採り入れないと、数字は出したがなかなか打つ手がなく、変化が見えないということになるのはどうか。そうであっても必要な指標もあるが、やはり何らかの意識的な働きかけがあれば達成しうるものを精選した方がよい。総花的に目標を挙げても、現行計画では結果的に殆ど達成できなかつたり逆にマイナスになってしまったものもある。今回候補に挙げるものには、県や県民の取り組みの成果が見えるものを厳選する必要がある。検討願いたい。

関連資料7の景観関係で、景観計画策定団体数は平成16年からスタートしてずっとゼロのままなのに、目標値は16団体と設定されている。法の制度や仕組みから考えると策定団体を増やしていくのが難しいとか馴染まないのであれば、例えば指定地域の面積がどれくらい増えてきているのかなどの方が県の景観形成を推進していく上ではより現実に即しているのではないか。何故ずっとゼロで来て、今後これが毎年2、3ずつ増えていく見通しがあるのか。

(齋藤環境評価景観室長)

景観計画の策定団体16と掲げた考え方や背景について説明する。

現行計画においても、施策の方向として、景観法の制定等の状況を踏まえて市町村と連携して景観政策の検討を行うと記述している。

御承知のとおり景観法が平成17年に全面施行となり、県では同法に対応した景観条例を制定し、10月1日から施行となっている。また、県の計画は既に策定済みで、条例と併せて10月1日施行である。

市町村の動きでは、法で定めている景観行政団体がこの計画を作る仕組みになっていて、法定では県と中核市2市、それ以外に会津若松市など5つを合わせて8つの景観行政団体が県内にあり、動きが出ている。

もう1つの背景として、今年4月に国で出された経済危機対策の柱の1つに、観光の

観点からではあるが、景観づくりを進めて交流人口を増やそうということが掲げられた。国では、計画により景観行政を進める団体数を500と打ち出している。県内でアンケート調査において計画作りをしたいと手を挙げた団体数と我々で上積みした数値をあわせて16団体とした。

(長林委員)

総合計画の審議会でも申し上げていることだが、環境基本計画の趣旨や内容は非常に素晴らしいものだと思う。今回は見直しをするが、前回は素晴らしいものを作っている。

ところが評価となると、最終的には数値、設定されている指標のみでは判断できない項目の方が多い。「数値評価」を押し出すよりも、それ以外のものでどれくらい評価できるかを詰めておかないといけない。例えば「自然環境の保護と適正な利用」については指標項目が2つしかない。これで果たして判断できるかどうか。この他に目標に対して進行管理できる方法論もしくはそれに代わるようなもの、それは数値でも構わないが、とにかくそれがないと成果は分からない。

「汚水処理人口普及率」も、実際に普及面積・普及人口に対する未接続率を見せてもらわないと、設備はしたけれども実は繋がっていないのでは？などが見えてこない。どこまで見せるかは非常に難しいところがあるが。

せっかく素晴らしい計画を作っても、真の進展度が見えてこないので、知恵を絞って考えていただければありがたい。

(長澤委員)

大変基本的な質問であるが、指標候補一覧は他の部でも出すのか。

(山田生活環境部企画主幹)

総合計画に施策が盛り込まれている他の関係部局・課で、同様の検討がなされているところである。

(稲森議長)

アクションプランを考えると、長林委員の意見にあった汚水処理人口普及率や、その下の行にある「猪苗代湖におけるCOD値」にしても、高度処理浄化槽やNP除去型がその中にどれ位あるのかなども重要な指標になるであろう。茨城県で設けた森林湖沼環境税は、森林環境に対してと同時に水処理、窒素リン型による浄化槽整備に対しても税を使えるようになっている。ところが本県の場合は森林にしか使えないそうで、これはおかしいと思っている。アクションプランの中で予算を有効活用して環境保全再生することを重要な位置付けとしているのに、そのために使える予算がなければ全く進まない。せっかく導入した森林環境税も水処理に運用できるように早急に改善する必要があると思う。アクションプランを作っても実際動かない限り、皆さん多忙な中で審議してもらい計画書ができて単なる絵に描いた餅であり、また5年後に同じような見直しを繰り返して永遠に進展しないなどという事態にならないようお願いしたい。

エコファーマーについて、郡山の県農業総合センターには有機たい肥を扱う部署があり、恐らく全国であそこにはしかないのではないと思われる。私も見学してきたが、前県知事がアメリカ視察で共感し、化学肥料を使わず有機たい肥でやっっていこうという方向性が出されたと聞いたが、この有機たい肥の問題も指標としていかないといけない。

長林委員の言うとおりで、目標を2つの指標だけで判断できるはずがない。さりとて全部資料を作ったらとても対応できないので、厳選された指標の中で判断するとしても、重点の所とそれ以外のところを分けるといった、それを見ただけで分かる指標と、数値の中にいろいろな背景が含まれており、そこまで考えねばならない指標との2つのタイプがあると思う。そのあたりのところ十分御配慮の上設定していただきたい。

重ねて、森林環境税を水処理にも使えるよう是非改善して欲しい。

(渡邊委員)

今の稲森議長の言った税の使い方については私も同感である。

税金を投入した環境教育となると森林教育しかないのが現状である。森林教育となるもりの案内人を活用して行われるのかと思うが、案内人の交通費の負担は学校ではできないと言われてしまう。これは税の有効利用がなされていないと思ったので、前回は意見を書いた。部会長は水などにも広く税を使って欲しいと言われたが、森林だけでなく環境全体の子どもの教育に税金が使えるようになれば、税が有効利用されて子どもたちのためにもなり、未来に役立つものになってくると思うのでよろしく願います。

もう1つ、指定ごみ袋有料化のことも意見としてあったが、市町村に意見を出すとそのまま止まってしまう。指定ごみ袋の有料化に対しては、それを導入したことがごみ削減にはならないのではという意見もあり、だとすると指定ごみ袋の有料化が進まなければ結局レジ袋有料化は何だったのかと私としては思ってしまう。この点を県としてはどのように考えているか。まずは県に動いていただかないことには市町村の動きも進まず、ごみ減量化につながらないと思っている。

(山上一般廃棄物課長)

前回の審議会でも取り上げられたと思うが、ごみ袋有料化は、59市町村のうち27市町村で実施されている。県としても、ごみ袋の有料化はごみ削減に効果的な方法だと思っている。市町村に実施意向があれば他県の状況などを説明や助言を行っている。ごみ処理には一義的には市町村が当たり、県はあくまでも技術的な支援を行うものとされているので、今後とも必要に応じ情報提供などをして参りたい。

(稲森議長)

私は研究で中国によく行く。これは北京でのことで他地域は不明だが、向こうのスーパーマーケットに行く時には袋を持っていかないとお金を払わなければならない。車の中にかなり大きなマイバッグを入れていてそれに詰めたりと結構徹底されている。レジ袋は石油精製の過程で出るものを使っているのだからどんどん使った方がいいじゃない

かと本に書いている方もいるが、マイバッグを使うことでごみを出さないなどいろいろな意味で大事だと思うので、県としてもその観点でいい形の方向性を示していただきたい。

(金子環境共生課長)

6月1日からのレジ袋無料配布中止の取組みが始まった。実施店舗においては、中止前のマイバッグ持参率は2～3割だったが、有料化後は8～9割になり、着実に効果が上がっている。消費者団体の方々も「たかがレジ袋されどレジ袋」などと仰るが、レジ袋そのもののごみが減るし、今ほど部会長が言われたように、余分な原料から作っているのだからとおっしゃる方もいるが、余分な原料を使わなくてすむにこしたことはなく、またレジ袋削減をきっかけに節電や節水にも波及すればいいと思っている。

森林環境税の用途について申し上げる立場にないが、当課においては、森林環境教育指導者養成講座や体験的環境教育指導者養成講座を実施し、学校指導者や公民館の方を対象とした講座を開設し、職場や学校での環境教育につなげる取組みを行っていることを申し上げておきたい。

(稲森議長)

森林環境税について、相模湖流域での高度処理浄化槽の導入もこれを使ってやっているのだから、できないはずはないと思っている。できないのは多分行政内部の縦割りのせいかと思うが、大きな視野に立って、環境を守るという点から、今回の環境基本計画の更新と連動させつつ考えていただきたい。

(4) 議事 (2) その他

(山田生活環境部企画主幹)

審議いただき感謝申し上げます。

本日の議論を踏まえ、意見等を8月31日までに事務局に提出いただきたい。それらを参考に体系案をまとめ、9月中頃に文書でお示ししたいと考えている。その体系案を見てもらい御意見があれば再度お寄せいただきたい。事務局では、次回10月下旬の部会開催に向け、計画の素案をまとめたいと考えているのでよろしく願います。

(5) 閉会 (司会) 菅野生活環境総務課主任主査